

平成25年11月20日

平成25年(行ノ)第1号 公文書部分公開処分取消等請求事件

申 立 人 宮 部 龍 彦
申 立 人 宮 部 慎 太 郎
相 手 方 鳥 取 市

上告受理申立理由書

最高裁判所 御中

申 立 人 宮 部 龍 彦
申 立 人 宮 部 慎 太 郎

第1 事案の概要

本件は申立人龍彦が鳥取市情報公開条例(乙1号証)により、申立人慎太郎が鳥取市個人情報保護条例(乙3号証)により、相手方が保有する、鳥取市下味野地区で行われたいわゆる「同和減免」に関する情報の開示を請求したところ、いずれも拒否処分(いわゆる「グロマー拒否」)とされたため、原処分を取り消しと情報の開示を求めているものである。

1 いわゆる同和減免について

本件における同和減免とは、鳥取市内の同和地区において、鳥取市長が定めた対象地域内に居住する住民が所有する物件等について、住民の申請により鳥取市長が固定資産税および都市計画税を減免した制度のことである。

2 下味野地区について

鳥取市内でも非常に有名な歴史ある同和地区である。行政区域としての下味野全体が同和地区ではない。国立国会図書館がインターネットで公開している寛政7年に書かれた歴史書「因幡誌」(甲32号証)には、因幡国高草郡下味野村の枝村「赤池」が穢多村であることが記載されており、原判決で触れられている種々の証拠から下味野の中でも旧赤池集落が同和地区であったことを確認することができる。

第2 上告受理申立の理由

1 法令の解釈に関する重要な事項

(1) グローマ拒否を行うこと自体が別の情報を開示することについて

鳥取市情報公開条例10条は「実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。」としており、グローマ拒否を認めている。

本件でグローマ拒否処分がされた理由は、申立人龍彦が下味野という地区名を指定して情報の開示を請求したために「鳥取市長が本件各文書の存否を明らかにするだけで、結果として、地方公共団体である被控訴人が、下味野地区に同和地区が存在すると把握しているか否かを明らかにすることになる」ということである（原判決19P）。

本来、この規定は病院のカルテのような情報や、事案の存在自体が軍事機密にあたるような場合が該当するが、本件のように「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」かどうか争点となっている（原判決13P）ような事例に適用されたのは珍しいと考えられる。

さらに本件については、原判決P16で「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と述べられているとおり「下味野に同和地区が存在する」という情報が言わば「公然の秘密」であることを原判決は示唆している。

情報公開制度において例外的に情報が非公開とされるためには、その情報が形式的に秘密であるということでは足りず、実質的に秘密でなければならない。そのため、制度全体がそのことを前提に設計されている。

本件については「下味野に同和地区が存在する」という情報が実質的

に秘密でないことは明らかで、それにもかかわらず原判決は不開示情報であるとの判断をしたために、無理が生じている。具体的には、グローマー拒否自体が「開示したくない」情報を開示することになっている点である。

原告は同和減免についての情報の開示を求めたものであるのに、前述のとおり原判決が同和減免に関する情報の開示は「下味野地区に同和地区が存在すると把握しているか否かを明らかにする」と述べることにより、同和減免の対象地域は同和地区であると認定する結果になっている。これは、下味野地区で同和減免が行われたことを知る者に対して、下味野に同和地区が存在すると明らかにしたことと同じである。

また、事実審の過程で申立人が鳥取市長に対して下味野で実施された小集落改良事業に関する情報を請求したところ「当該文書の存否を答えるだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなる」という理由でグローマー拒否を行ったことから（甲28号）、鳥取市内で小集落改良事業が行われた場所は同和地区であることを鳥取市長が認めることになり、一方で下味野で小集落改良事業が行われたことは、同事業の記念碑が現地に置かれていること（甲22の1号証、また原判決16Pに述べられている）等から公然となっており、結果的に鳥取市長が下味野に同和地区があることを認めることになっている。

事実として流布されている情報を非開示とした原判決の判断は、行政の説明責任を蔑ろにするものである上に、実質的には情報を保護することにつながっていないため、社会に対して何の利益もなく弊害だけを生じさせるものである。

特に同和問題に関しては、事実として公になっている同和地区の情報について「個人の権利利益を害するおそれがある」情報と裁判所が判断することは、「ここは差別される地域だ」という根拠のない言説を、さらに後押しする結果になっている。

情報公開制度においては、いかなる場合も公然の秘密があってはならな

いという前提で判断がされるべきものである。

2 判例違反

(1) 情報公開制度と個人情報開示制度に係る最高裁判所判例の違反

最高裁判所平成9年(行ツ)第21号平成13年12月18日第三小法廷判決は、「情報公開制度と個人情報保護制度は、前記のように異なる目的を有する別個の制度ではあるが、互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度とすることができるのである」とし、「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈というべきである」と判示した。

一方、原判決P18で「憲法84条が定める租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体の行う多様な課税すべてについて、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないとすることまでをも要求する原則ではない」と判示し、さらに「同和対策減免措置の対象地域外の住民にとってその対象地域が明らかでないとしても、租税法律主義がその対象地域を明らかにすることを要請しているとはいえない」と述べられている通り、原判決は申立人龍彦による情報公開請求について、あくまで客観的な立場で判断をしている。

そして、申立人慎太郎による個人情報開示請求については「本件各文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されていることは考え難いのであるから、本件各文書には、控訴人慎太郎に関する保有個人情報

は記載されていないと認められる」として、申立人慎太郎が同和減免に関する情報についての個人情報開示請求をすることは認められないとした。

前述のとおり、原判決は同和減免に関する情報について「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報としているのであるから、原判決の判断によればそのような情報は情報公開制度によっても個人情報開示制度によっても開示請求の対象にはならないということになり、2つの制度の間に間隙が生じ、言わば盲点となる。従って、原判決は2つの制度は補完し合うものとして最大限の開示請求権を認めた最高裁判例に反する。

なお、申立人慎太郎は「請求者が居住する物件を含む下味野地区の同和対策固定資産税減免に係る、平成20年度以降のつぎの文書」として同和減免の対象地域等の情報を請求したものである（甲10号証）。よって、少なくとも対象地域に原告の居住地が含まれるかどうか鳥取市長は示すことができるはずである。そうでなければ、誰も同和減免の申請をできないことになり、現実と矛盾している。

3 おわりに

以上のとおり、原判決には最高裁判例の違反と、法令の解釈に関する重要な事項が含まれており、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

付 属 書 類

- | | |
|---------------|----|
| 1 上告受理申立理由書副本 | 7通 |
|---------------|----|